

《カードローン（ベスト）ご契約のお客さまへ》

2019年9月9日

拝啓 平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
カードローン（ベスト）ご契約のお客さまへ、永和信用金庫より次のとおりお知らせいたします。

当金庫とご契約いただいております「商品名カードローン（ベスト）」の契約につきましては3年の自動更新になっておりますが、カードローン契約規定第4条1により、満70歳を超えて最初の契約更新期限が到来しているお客さまについては、新たな契約更新はできません。

契約更新期限の到来をもちまして新たな貸越はできませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、カードローン契約規定10条（契約の終了、解約、中止）1.（2）の条項に基づいて、「お客さまの利用状況等から当金庫が適当と判断したとき」はカードローン契約を終了させていただく場合がございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

（契約終了の場合には、お客さまに「契約終了のお知らせ」をお送りいたします。）

敬具

[カードローン契約規定(随時返済用)]

第1条(取引の開設等)

- この取引に際しては、表記信用金庫(以下「金庫」という)本支店のうち取扱店のみで口座を開設するものとします。なお、この取引は別途契約した表記指定口座(以下「指定口座」という)の取引とあわせて利用するものとします。
- 金庫は、この取引に使用するためのしんきんカードローン用キャッシュカード(以下「カード」という)およびカードローン通帳(以下「通帳」という)を発行するものとします。
- カードの発行にあたっては、借主は金庫が定めるカード発行費用を支払うものとします。

第2条(取引方法)

- この取引は当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受は行わないものとします。
- 借主は、別に定める場合を除き、カードを利用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
- カード、現金自動支払機および現金自動預入支払機等(以下「自動機器」という)の取扱いについては、金庫所定のカード規定によります。

第3条(貸越極度額)

- 貸越極度額は表記のとおりとします。なお、金庫がやむを得ないものと認めて極度額を超えて借主に対し当座貸越を行った場合にも、この契約の各条項が適用されるものとします。なお、この場合借主は、金庫から請求があり次第直ちに貸越極度額を超える金額を支払うものとします。
- 同日に数件の貸出の請求がある場合に、その総額が第1項の貸越極度額を超えたときは、そのいずれを貸出するかは金庫の任意によるものとします。
- 金庫の判断で貸越極度額を増額することが適当と認めるときは、金庫は、増額後の貸越極度額およびその時期を通知するものとします。その通知を受取ってから10日以内に借主から金庫に対し拒否する旨の申し出がない場合は、金庫は、借主が増額を承諾したものと判断するものとします。
- 次の各号のいずれかに該当したときは、金庫はいつでも貸越極度額を減額することができるものとします。
 - 借主がこの契約に定める各条項の一つにでも違反したとき。
 - 借主の信用状態の変化その他の理由により、金庫または一般社団法人しんきん保証基金(以下「基金」という)が適当と認めるとき。
- 第3項または第4項により貸越極度額が増減額された場合においても、以降の取引もこの契約の条項により取扱われるものとします。

第4条(契約期間等)

- この契約に基づき、カードを使用して当座貸越を受けられる期間は、この契約の成立の日から表記の期間を経過する日の属する月の末日までとします。ただし、期間満了日の前日までに金庫から借主に対し期間を延長しない旨の申し出がない場合には、期間は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、借主の年齢が期間満了日の時点で満70歳に達していた場合は期間延長しないものとします。
- 第1項の期間延長が行われない場合の取扱いは次のとおりとします。
 - この契約は、期間満了の日に当然に解約されるものとします。
 - 借主は、期間満了日までにカードを取扱店に返却するものとします。
 - 借主は、期間満了日までに貸越元金全額を返済するものとします。

第5条(利息、損害金等)

- 貸越金の利息は、金庫所定の利率(基金の保証料を含む。以下同じ)および付利単位によって計算し、表記の利息決算月の金庫所定の日に貸越元金に組み入れるものとします。利息の計算は、毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式により行うものとします。
- 借主は、金庫に対する債務を履行しなかった場合には、金庫所定の損害金(基金の保証料を含む。以下同じ)を支払うものとします。損害金の計算方法は、支払うべき金額に対し1年を365日とし、日割計算とします。
- 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、金庫は利率、損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 第3項による利率、損害金の料率の変更の内容は、金庫の店頭または自動機器の設置場所に掲示するものとします。なお、変更日以降の取引もこの契約の条項により取扱われるものとします。

第6条(指定口座の取引)

- 借主は、この取引を行うにあたり別途契約した指定口座の取引とあわせて次のとおり取扱うものとします。
- この取引は指定口座に残高がない場合に利用することができるものとします。
 - 指定口座にかかる各種料金等の自動支払の請求があり、第1号に該当する場合は当座貸越による借入金金は自動支払の決済に充当されるものとします。
 - 取扱店以外で通帳による取引を行う場合は、あらかじめ取扱店で通帳の所定欄に印鑑を押印のうえ、届出の印影との照合手続を完了させた後とします。
 - 貸越金の残高がある場合には、指定口座に受入れ、または振込

まれた資金(受入れた証券類で決済されていないものを除く)は、貸越金の残高に達するまで、自動的に指定口座から引落しのうえ貸越金の返済にあてるものとします。

- 金庫は、第3条に規定する貸越極度額を超えて貸越をした場合において、指定口座に受入れ、または振込まれた資金(受入れた証券類で決済されていないものを除く)があるときは、貸越極度額を超える金額につき各種料金等の支払いに優先してこの返済にあてることのできるものとします。
- 通帳の支払い欄には、当座貸越額と普通預金の払戻額は、合算して表示するものとします。
- 第4号の場合、普通預金の支払いおよび当座貸越金への返済の通帳への記載は省略するものとします。
- 通帳の残高欄には、貸越金残高または預金残高のいずれかを示すものとします。
- 指定口座の普通預金を解約する場合には同時にこの取引も解約するものとします。
- この取引を第10条第1項または第2項により解約するときは、指定口座の普通預金もあわせて解約することができるものとします。

第7条(利息等の支払方法)

- この契約に基づく当座貸越金の利息、損害金の支払方法については、金庫は金庫所定の日に預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず指定口座から自動的に引落し、または貸越金に組み入れるものとします。
- 金庫は、この契約に関して借主の負担となる一切の費用について、金庫所定の日に第1項と同様に、指定口座から引落しのうえ、これに充当することができるものとします。

第8条(反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主は、第9条第2項第9号の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、金庫になんらの請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。

第9条(期限前の全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 第3条第1項の請求にかかわらず、速やかに貸越極度額を超える金額の返済をしなかったとき。
 - 相続の開始があったとき。
- 次の各号のいずれかに該当した場合は、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が第14条の規定に違反したとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主について破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - 借主が住所変更を怠るなど借主の責任を負わなければならない事由によって金庫に借主の所在が不明となったとき。
 - 借主が金庫に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 次のイからハまでの事由が一つでも生じ、金庫において借主との取引を継続することが不適切であるとき。
 - 借主が暴力団員等もしくは第8条第1項各号の一つにでも該当したとき。
 - 借主が第8条第2項各号の一つにでも該当する行為をしたとき。
 - 借主が第8条第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をした

ことが判明したとき。

- (10) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき金庫が認めたとき。
3. 第2項の場合において借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金庫からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第10条（契約の終了、解約、中止）

1. 次の各号のいずれかに該当した場合は、金庫はいつでも新たな貸越を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。
- (1) 借主が返済を遅延したとき。
- (2) 借主の利用状況等から金庫が適当と判断したとき。
- (3) 借主がこの契約に定める各条項に違反したとき。
- (4) 借主が第9条各号の事由の一つでも該当したとき。
- (5) 金庫または基金が借主の信用状態に著しい変化が生じたときと認められたとき。
- (6) 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。
2. 借主はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、借主から金庫に対し金庫所定の方法により通知するものとします。
3. 前各号によりこの契約が解約された場合、借主は直ちにカードを取扱店に返却し、貸越元利金全額を返済するものとします。
4. 借主に相殺の開始があったときには、当然に契約が終了するものとします。

第11条（金庫からの相殺）

1. 金庫は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、もしくは第9条または第10条によって返済しなければならないこの契約による借主の債務全額と、借主の金庫に対する預金、定期預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。なお相殺するときは、書面により借主に通知するものとします。
2. 金庫が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期預金その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金、定期預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率・利回りにより1年を365日とし、日割りで計算します。

第12条（借主からの相殺）

1. 借主は、期限の到来している借主の預金、定期預金その他の債権とこの契約による債務とを、その債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 借主は、相殺計算を実行する場合は、金庫所定の日までに金庫へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、定期預金その他の債権の証券、通帳は届出の印鑑を押印して直ちに金庫に提出するものとします。
3. 借主が第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期預金その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期預金規定等の定めによります。
4. この条による相殺計算の結果、借主の債権に残余金が生じたときは、借主はその残余金を指定口座へ入金する方法により返還を受けることとします。

第13条（債務の返済等にあてる順序）

1. 金庫が相殺をする場合に、借主にこの契約による債務のほかにも金庫に対し直ちに返済しなければならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、金庫は債権保全上必要と認められる順序により充当し、これを借主に通知するものとします。この場合、借主は、その充当に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または第12条により相殺をする場合、この契約による債務のほかにも金庫に対して債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、借主が充当する順序を指定することができます。なお、借主が充当の順序を指定しなかった場合は、金庫が適当と認める順序により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、第2項の借主の指定により金庫の債権保全上支障が生じるおそれがある場合は、金庫は遅滞なく異議を述べたうえで、相当の期間内に担保・保証の状況等を考慮して、金庫の指定する順序により充当することができるものとします。この場合、金庫は借主に充当の順序、結果を通知するものとします。

4. 第2項のなお書または第3項によって金庫が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来したものととして、金庫はその順序方法を指定することができるものとします。

第14条（代り証券等の提出）

事変、災害等金庫の責任によらない事情によって証券その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、金庫の請求によって代り証券等を提出するものとします。

第15条（印鑑照合）

金庫が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または指定口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第16条（費用の負担）

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- (1)（根）抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
- (2) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- (3) 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。
- (4) この契約（変更契約を含む）に基づき必要とする手数料、印紙代。

第17条（費用の自動支払）

第16条により借主が金庫に支払う費用のほか、金庫を通じて、金庫以外の者に支払う費用については、第7条第1項と同様に、金庫は指定口座から引落しのうえ、その支払にあてることができるものとします。

第18条（届出事項の変更、成年後見人等の届出）

1. 借主は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他金庫に届け出た事項に変更があった場合、または家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに書面により金庫に届け出るものとします。
2. 借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金庫からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により通知または送付書類等が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 通帳を失った場合の通帳の再発行、または印章を失った場合の借入は、金庫所定の手続をした後に行うものとします。この場合、相当の期間をおき、また金庫が必要とする場合は、借主は、保証人を付することに同意するものとします。

第19条（報告および調査）

1. 借主は、金庫が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、金庫に対して、借主および保証人の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主もしくは保証人の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、金庫に対して報告するものとします。

第20条（契約の変更）

この契約の内容を変更する場合（第5条第3項による利率・損害金の料率の変更を除く）、金庫は変更内容および変更日を借主に通知するものとします。借主および金庫は、変更日以降は変更後の契約内容に従いこの取引を行うものとします。

第21条（契約上の地位、債権、権利等の譲渡）

1. 金庫は、将来この契約上の当事者としての地位、ならびにこの契約に基づく一切の債権および権利を他の金融機関等に譲渡（以下信託を含む）することができるものとします。
2. 第1項により債権が譲渡された場合、金庫は譲渡した債権に関し、譲受人（以下信託の受託者を含む）の代理人になることができ、借主は金庫に対して、従来どおり、表記の返済方法によって支払いを行い、金庫はこれを譲受人に交付することができるものとします。

第22条（個人情報の取り扱いに関する同意）

借主は別途定めのある「当金庫にかかる個人情報の取り扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

第23条（合意管轄）

この契約について紛争が生じた場合には、金庫本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第24条（準拠法）

借主および金庫は、この契約書に基づく契約準拠法を日本法とすることに合意するものとします。

以上
(2012.4)